

別紙

諮問第1114号、1115号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求却下処分はこれを取り消し、東京都情報公開条例に基づく開示請求として、改めて開示、非開示等の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1及び別表2の開示を求める本件開示請求（以下それぞれ「本件開示請求1」「本件開示請求2」という。）に対し、東京都知事が平成29年11月2日付けで行った本件開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求1及び2が開示請求者本人に係る個人情報の開示を求める趣旨であることから、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。）30条2項に基づき、本件処分を行ったものである。

なお、実施機関は審査請求人に対して適正に補正を試みたが、補正が行われず、個人情報保護条例に基づく請求への切替えもなされなかった。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成29年12月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成30年9月26日に実施機関から理由説明書を收受し、令和2年9月30日（第210回第一部会）に審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1114号及び第1115号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 審査会における審議事項について

審査請求書において、審査請求人は、主として、実施機関が審査請求人に個人情報保護条例に基づく開示請求への切替えの案内をした際の期限の不当性を挙げている。

これに対し、実施機関は、開示請求書の記載内容から条例を適用しないとされている保有個人情報に係る本人からの開示請求であると判断し、本件処分を行ったと説明するとともに、審査請求人に対し適正に補正を試みたが、補正が行われず、個人情報保護条例に基づく請求への切替えもなされなかったと主張している。

したがって、審査会は、本件処分の妥当性について検討を行う。

ウ 本件処分の妥当性について

審査会が本件開示請求1を見分したところ、前段には、審査請求人が来庁した際の状況等について、日付、対応した職員及びその際の様子が記載され、後段には「請求書記載の知事弁明書一部変更につき次の通り請求します」として、「弁明書一部変更に至った経緯の分る文書の全部」外2件が記載されていることが確認された。

また、審査会が本件開示請求2を見分したところ、前段には本件開示請求に至る経緯と、審査請求人が来庁した際の状況等について、日付、対応した職員及びその際の様子が記載され、後段には「本日の請求文書（個人情報ではないという事です）」、「都民と建設局〇〇が面談した」として、「この面談内容が分かる文書の全部」と記載されていることが確認された。

これらの内容を踏まえると、本件開示請求1及び2は、審査請求人を本人とする保有個人情報を求める趣旨ではなく、本件開示請求1は、弁明書一部変更に係る経緯が記載された起案文書等の文書を、本件開示請求2は、審査請求人がいう当該日時に実

施機関の職員が都民と面談した際の対応記録等を求める趣旨であると解される。

したがって、本件開示請求1及び2について、条例の規定を適用しないとされている保有個人情報に係る本人からの開示請求であることを理由として行った本件処分は、これを取り消し、条例に基づく開示請求として、改めて開示、非開示等の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別表1 本件開示請求1

開示請求に係る公文書の件名又は内容
<p>29 建道管監第〇〇号 (HO. O. O付) につき別紙の通り請求します。</p> <p>開示請求別紙</p> <p>1) 本件は、保有個人情報開示請求への請求変更にはならない。その理由</p> <p>(1) 今月〇月〇日私は本件請求につき</p> <p>〇生文局 個人情報担当 〇〇氏</p> <p>同 公開 〇〇氏</p> <p>〇総務局 審査ライン 〇〇氏</p> <p>各氏へ伝えた。そして身分証明書の提示をした。</p> <p>(2) そして後日 (本日) 請求するので〇月〇日には請求しない事も伝えてあります。</p> <p>〇月〇日当日各氏の面前にて請求は求められませんでした。</p> <p>2) 依って請求書記載の知事弁明書一部変更につき次の通り請求します。</p> <p>(1) 弁明書一部変更に至った経緯の分る文書の全部</p> <p>(2) 同発出に当り請求人に当然発出されたはずの謝罪文書</p> <p>謝罪文書不存在なら同誤記載は「意図的な変更記載」ととらえます。</p> <p>(3) 2) - (2) につき都知事代理人から口頭での謝罪は今だ無い</p> <p>依って口頭謝罪で処理できない重大事なのでしょうから文書が存在するのは当然なのです。</p> <p>本日〇 : 〇頃生文局へ架電するから対応して下さい。</p>

別表2 本件開示請求2

開示請求に係る公文書の件名又は内容
<p>1. 都知事自身で発出した公文書虚偽記載の可能性について</p> <p>1) 私は昨年から本件につき繰り返し報告している。</p> <p>書面及び都知事代理人との面談時や電話で合計〇回も報告している。</p> <p>2. 前記1. につき「都関係者」は私以上に関心を持つに至った。尚〇回については大半が会話記録されている。</p> <p>3. 建設局〇〇氏は昨年〇月〇日まで道路管理部長であった。前記1. につき発出人は都知事であり、同事務担当主務部は道路管理部です。</p> <p>だから本件統括責任者は〇〇氏という事になりましょう。これらをふまえて</p> <p>4. 今月〇月〇日私は都庁内 3F の都民情報ルームで面談した。</p> <p>1) 出席者は都知事代理人 建設局 〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、私の4名。</p> <p>2) 席上私は本日の面談の全部を業務記録として作成して下さい。と依頼した。</p> <p>3) 席上私は先日〇〇氏に依頼済みの前記3. 〇〇氏が同席していなかったから、すぐ同氏も同席するよう求めた。しかし拒否された。</p> <p>4) だからその場所から（場所とは4-1）〇〇氏の秘書担当の、〇〇氏へ架電して、これらの経緯から〇〇氏の弁明は不可欠なので同席は当然と〇〇氏へ求めたが拒否された。同時に4-2) につき〇〇氏へも依頼した。</p> <p>5. 〇月〇日の面談内容は録音されていますから念の為</p> <p>同日の事実を「一笑に付す」のはご自由です</p> <p>しかし2. のとおりですから念のため。</p> <p>6. 本日の請求文書（個人情報ではないという事です）</p> <p>今月〇月〇日〇：〇～〇：〇の間で都庁 3F の都民情報ルーム情報開示室にて都民と建設局知事代理人が面談した。同時に建設局総務部秘書担当〇〇氏が同面談に電話で参加した。この面談内容が分かる文書の全部</p> <p>尚同文書は業務記録として詳細に記録作成していなければ「かなり問題である」という事です。</p>